

諸達同公報

○海軍省乙第三號

海軍治罪法御制定迄當省裁判事務取扱手續ノ義明治十五年(三月)乙第一號ヲ以相達候爲心得此旨相達候事

番

一枚

處同縣下多藝郡田村

逃二逃走證書場在不

海軍於犯人監視ノ起算滿期ヲ記載シタル文書及ヒ刑名

取扱手續第七項ニ依ル可ト雖ニ尙ホ左ノ手續ニ從ヒ處

分ス可シ

監視ニ付ス可キ者、其住所ヲ定メシメ主刑ノ終

リタル時其監視ノ起算滿期ヲ記載シタル文書及ヒ刑名

宣告書ノ牒本ヲ添ヘ監囚謀長ヨリ最近ノ地方警察署ニ

護送ス可ト但重刑ノ期滿免除ヲ得又ヘ生刑ヲ乞ヒ止タ

監視ニ付スル者ハ其裁判官ヨリ護送ス可シ

監視ニ付スル者住居ヲク及引取人ナシ時ヘ監獄中ノ終

別房ニ留置シ工織ヲ爲サメ又ヘ使役ニ供ス住居遠地

コ在テ歸着スル寶力ナキ者亦同シ若ヘ留置中引取人ア

シテ爲ス可ラス且其

逃ノ間自宅ニ於テ紛

十九郎所有ノ處昨十

四番至五九三七番

番三枚自三九七二

四番至五九六番

本年三月六日自至於

海軍於犯人監視ノ起算滿期ヲ記載シタル文書及ヒ刑名

取扱手續第七項ニ依ル可ト雖ニ尙ホ左ノ手續ニ從ヒ處

分ス可シ

監視ニ付ス可キ者、其住所ヲ定メシメ主刑ノ終

リタル時其監視ノ起算滿期ヲ記載シタル文書及ヒ刑名

宣告書ノ牒本ヲ添ヘ監囚謀長ヨリ最近ノ地方警察署ニ

護送ス可ト但重刑ノ期滿免除ヲ得又ヘ生刑ヲ乞ヒ止タ

監視ニ付スル者ハ其裁判官ヨリ護送ス可シ

監視ニ付スル者住居ヲク及引取人ナシ時ヘ監獄中ノ終

別房ニ留置シ工織ヲ爲サメ又ヘ使役ニ供ス住居遠地

コ在テ歸着スル寶力ナキ者亦同シ若ヘ留置中引取人ア

シテ爲ス可ラス且其

逃ノ間自宅ニ於テ紛

十九郎所有ノ處昨十

四番至五九三七番

番三枚自三九七二

四番至五九六番

本年三月六日自至於

海軍於犯人監視ノ起算滿期ヲ記載シタル文書及ヒ刑名

取扱手續第七項ニ依ル可ト雖ニ尙ホ左ノ手續ニ從ヒ處

分ス可シ

監視ニ付ス可キ者、其住所ヲ定メシメ主刑ノ終

リタル時其監視ノ起算滿期ヲ記載シタル文書及ヒ刑名

宣告書ノ牒本ヲ添ヘ監囚謀長ヨリ最近ノ地方警察署ニ

護送ス可ト但重刑ノ期滿免除ヲ得又ヘ生刑ヲ乞ヒ止タ

監視ニ付スル者ハ其裁判官ヨリ護送ス可シ

人ノ本色ナレバ或ハ改定規則ニ閉塞發焰試験法八十六度

トアルガ爲ニ一時商賣ノ便利ヲ失フノ苦情ナキヲ期ス可

期長クモ七八箇月ノ猶豫ヲ與ヘテ規則ヲ實施スルニ於テ

ラズト雖ニ國民全般ノ安危ハ商人一時ノ便不便ノ爲ニ之

テ犠牲ニ供スルヲ得ザルナリ方今英國ニア石油ノ制限ハ

近年改定シテ尙未タ不十分ナルモノナレモ尙且閉塞法七

十三度(開口法ニスレバ凡ソ百度)ナリト云フ抑モ石油ハ

彼ノ國ニ於テモ近代發明ノ點燈品ニシテ其性質モ詳明ナ

ラズ學問ノ社會ニテモ自カラ之ヲ等閑ニ附シタリシガ次

第ニ其性質ヲ明ニスルヨ隨テ次第ニ其危險ヲ悟リ近日英

國ニア學士ノ議論ニ該國現行ノ規則七十三度ハ安全ノ法

コ非ズ必スシモ八十五度ニ引直ス可トテ專ラ其論ナ庄

張スルモノ多シト云ヒ又獨逸ノ學士等ハ燃燒法ニテ百

四十度ヲ適當ナリタル者アリトテ専ラ其論ナ庄

ニ於テ今後石油ニ就テ愈其危險ヲ論スル者アルセ今日ノ

學術ニテハ果シテ又其安全ヲ保ス可キ奇法ナキモノ、如

然ルコ我日本國ハ英國ノ如キニ比スレバ氣候モ溫暖ヨ

テ石油ノ引火力ニ多少ノ影響ヲ及ホス可キハ學術ノ經驗

ニ明ナル事實ニシテ又コレニ加ルニ日本人民ノ住家ハ大

抵皆不造ナレバ石油ノ用法ニ就テ特ニ謹慎モ要ストノ

ハ言ハザルモ明白ナル可ト或人ノ說ニ日本ニ於テ目下百

般ノ事情ヲ視察シ石油ナシテ全ノ危險ナカラシメントス

ルコハ閉塞法華氏ノ百度ニシテ始メテ可ナラント云フ是

レハ唯學問上ノ一方ヨリ思考シタル「ナレモ決シテ法外

ノ言ニハ非ザルナリ

以上開陳スル所ノ旨ニ從ヘバ今四我政府コテ改定シタル

石油取締規則ニ閉塞發焰試験法ナ用ヒ攝氏驗溫器三十度

即テ華氏八十六度ト限ラシタルハ我聲ニ於テ固ヨリ之ナ

至當ノ法ト認シ江湖ノ國名セ必ス我聲ト見ナ同フル

訴シナラム、或ヘ單ニ制限ノ度ヲ高キニ遇ルド云フ者

セアラン、或ハ俄ニ斯ル制限ニ立テフレアヘ商賣上約

ソ都合モアーテ損害ヲ蒙ルト云フ者モアラン、實甚シキ

ハ試験ノ方法、學問風ニ過マナ其器械却ニ精良ニ失スル

ト云フ者モアーテ損害ヲ蒙ルト云フ者モアラン、實甚シキ

耳ヲ傾ムニ足ラ制限度ノ高低ヲ論スルニ單ニ高シト云

ヒ低シト云フモ其標準ヲ觀セハ無用ノ官ナリ石油ノ危

険ニ就テ標準トスル所ノセノハ勿シヤ國土ノ氣候ト國民

ノ家誠ト油ヲ用ヒ器械ト此三者ニ外ナラズ而シテ我日

本國ノ氣候ヘ前ニ云ヘル如ク英國等ニ比スレハ夏ニ溫暖

ナリ、我國民ノ末體ヘ大抵皆木造コシテ可燃質ノヨリナ

リ油ヲ用ヒ器械ヘ則テ尋常ノ「ファン」ニシテ日本國中石油ノ用ヒ既

スル所ヘ尋常ノ倉庫アル可キノヨ此二者ノ實況ヲ觀察シ

テ知ル況マ人ノ財產生命ニ關スル危險又有無ニ疑問

上ニ前約ノ都合トハ果シナ無理ナフヌヨナレモ凡ソ半解

歎長クモ七八箇月ノ猶豫ヲ與ヘテ規則ヲ實施スルニ於テ

ハ苦情アル可フズ商賣世界ニ例モ多キヨコテ自カラ其通

ル其道ナラザルハナシ若シモ學問ナラザルセノアラバ之

法アリト云フ可キ程ノモノナレバ本年本月第十號ノ布告

ニ石油取締規則施行日限ノ儀ハ追テ布告候マテ延期トア

ル其道ナラザルハナシ若シモ學問ナラザルセノアラバ之

レバ更ニ苦情ノ訴フ可キ程ノモノナレバ本年本月第十號ノ布告

ニシテ學問ナラザルセントスルヨコヘ人間ノ義務ナラズヤ石

油ノ試験法ニ於テモ燃燒法開口法ヘ久シク行ハレタレ

事學問ナラザルハナシ若シモ學問ナラザルセノアラバ之

シテ精密ニ過ル云々至テハ殆ノト論外ノ言ナリ人馬方

モ將サニ廢棄ニ属セントスルハ人智ノ進歩コヘ我學問

ノ世界ニ一項ナ富マニ兼ケ又通俗ノ便利テ增シタルモノ

ト云フ可シ然ルニ今其精密ニ過ルテ訴ルガ如キハ學術ナ

モ將サニ廢棄ニ属セントスルハ人智ノ進歩コヘ我學問

精密ニシテ然カモ簡易ナル閉塞法ノ新器械ナ工風シテ西

洋各國及ヒ日本ヨ於テモ大ニ稱賛ナリ得テ採用セラレ

法完全ノ法ニ非ズトア「エーベル」兵が學問ナラザルモノ

ニ遇キナ殺風景ナリ帆船ノ漂流ノ航海ヘ其程度時與精密

蔑視ナラズ内國外國共ニ商人ノ聲ハ自カフ學問ニ粗略

ニ過ルキナ殺風景ナリ帆船ノ漂流ノ航海ヘ其程度時與精密

ニ遇キナ殺風景ナリ帆船ノ漂流ノ航海ヘ其程度時與精密

ニ遇キナ殺風景ナリ帆船ノ漂流ノ航海ヘ其程度時

ヤ誰レカ銅サ愛ンテ危ニ甘ンスル者アランヤ故ニ今
八十六度ノ制限ヲ低クシテ八十一度トスルモ商賣上
ニ五度ノ利益ヲ見ル可ラズ十度モ亦然ラシ十五度モ
尙又然ラシ結局其制限ハ商賣ヲ妨ルモノヨ非ズシテ
反對ノ聲盛サ致ス可ヤヤ疑チ容レズ然ルナ一時ノ不
便利ニ驚キ之ヲ見テ商賣斷絶ノ思チ爲スガ如キヘ音
ニ學術ノ眞理ヲ重ンセサルノヨナラズ商人ノ爲ニ謀
テ自カフ商賣ノ路ヲ塞ク者ト云フ可シ然リト雖ニ或
ハ商人等ノ心算ハ我輩ノ意表コ出ルモノヨシテ全ク
石油ノ制限ヲ廢シ如何ナル惡性ノモノヨテモ自由

主とあり昨日午後も同公使と上野精養軒より招待して離別の宴會を張られ當日列席せられたるは井上外務卿を初め同省勅委任官の方々都合二十餘名なりしと云ふ

○田邊貞顕君 田邊高知縣令ふは過日出發の等ありしダ都合より延引本日横濱出航に廣島丸より任地より赴ひられり

○早川權典侍 柳原權典侍には里方ある實父光愛君の邸へ引籠られ近々辭職せらるゝやとの事を昨日の紙上ふ記 したりしへ右ハ誤聞みて父君病氣看護の

されば斯る司法より開する事件ハ頻繁ざる實害答せられ
れりしとぞ又高田の變事より付き去る十九日の夜其
筋へ達しる電報の趣旨ハ明治十六年三月十日起中
國高岡ふ於て催ムせし自由黨員懇親會へ高田住長谷
川三郎ある者臨席せし後ち該處より三里程を隔てし
故生津村ふ於て他の犯罪の廉ふて捕縛せられし處所
持品の内ふ陰謀を企てる甘餘名の連判帳を發見せり
云々となりしよし石の連判狀は現今政府の大臣參議
を暗殺し遂に政府を轉覆する等の文字を記載せしや
の風聞られど信爲は固より知らざるあり云々

の道台及び縣令等は馬百餘頭
備へ機橋の傍ふ假屋を造り五
の流灯を懸け左右へ東西の岸
あり併し我豈外國人の目にけて
て馬鹿らしく一向又感心せず
朝敷聲に大砲港内に轟くと止
行列を觀んとて我先きに河鬼
人なるを知らず左しもふ廣う
して立錐の地を餘るを取ふ在

在ニ日本國中ニ販賣シ云ハヘ世界諸國ニ不通用ナル
品ヲ集メテ之ヲ日本ニ販賣シ世界中ノ禍ヲ東洋ノ一帝
國ニ嫁セシメントスルが如キ深意ナラバ我輩帝國ノ
人民ハ誓ケ之ヲ聘シ之ヲ親睦スルヲ拒ム者ナリ議論
ヨリヨ至レバ國ハ外交ニ關ス石油ノ試験小事ニ非ず
ルナリ

爲暫時御暇を賜へりしものありと云ふ
○司法省内議 大木司法卿は一昨日退官歸邸後再び出頭されて元老院議官兩三名并ふ西東京控訴裁判所長等と同省上局ふ會せられ種々内議を遮けられる由右は臣下世上ふ喧傳せる越後長岡自由黨拘引ふ關して云ふとあらんといへと果して信あるう

○英艦出發　英國軍艦デーリング號は一昨々朝長崎へ向け横濱を出發したりこれハアストン、ボーナアの二氏を乗せて朝鮮國か赴くものある由御用向ハ多分先頃も英國が朝鮮と結盟せし條約の批准にならざるたれあるへしといふ

折りしを以て翻化したる者
墮れよて岸上に這上りたる有
るあとありき見物人の一部分
しめば乾金吾なるを謂ひまし
あれを其盛況想んべし若し剣

雜報

在ニ日本國中ニ販賣シ云ハヘ世界諸國ニ不通用ナル
品ヲ集メテ之ヲ日本ニ販賣シ世界中ノ禍ヲ東洋ノ一帝
國ニ嫁セシメントスルが如キ深意ナラバ我輩帝國ノ
人民ハ誓ケ之ヲ聘シ之ヲ親睦スルヲ拒ム者ナリ議論
ヨリヨ至レバ國ハ外交ニ關ス石油ノ試験小事ニ非ず
ルナリ

爲暫時御暇を賜へりしものありと云ふ
○司法省内議 大木司法卿は一昨日退官歸邸後再び出頭されて元老院議官兩三名并ふ西東京控訴裁判所長等と同省上局ふ會せられ種々内議を遮けられる由右は臣下世上ふ喧傳せる越後長岡自由黨拘引ふ關して云ふとあらんといへと果して信あるう

○英艦出發　英國軍艦デーリング號は一昨々朝長崎へ向け横濱を出發したりこれハアストン、ボーナアの二氏を乗せて朝鮮國か赴くものある由御用向ハ多分先頃も英國が朝鮮と結盟せし條約の批准にならざるたれあるへしといふ

折りしを以て翻化したる者
墮れよて岸上に這上りたる有
るあとありき見物人の一部分
しめば乾金吾なるを謂ひまし
あれを其盛況想みべし若し剣

○行幸　聖上あひ昨日上野開館ある水産博覽會へ御
臨幸在々せられしを以て松方大藏鶴鍋島式部頭よは
御先着として聖駕ふ先づこと三十分同館へ赴うれ
ぬさて御陪乗ハ徳大寺宮内卿よて供奉ハ香川同少輔
山口侍從岩佐侍脣の方々ありしが午前十時三十分御
若狭田中幹事以下本會掛員一同奉迎し畢りて幹事は
博物館樓上へ導き奉り暫時御休憩夫より本會東館表
口より御入場列品御通覽遊はされ再び博物館樓上へ
復御午餐を済せ給ひて後一時二十分西館表口より御
入場御通覽の上海苦淪場其他養魚池等御覽在らせら
れ審査部長より逐一列品に説明を聞食させ給ひ夫よ
り御歩行よて博物館所管の動物館をも御巡覽の後暫
時御休憩還幸仰出るを香川宮内少輔ふ御陪乗を仰付
られり

○東京府會 昨日の區部會は四時三十分開場があり
區第二號營業雜種稅の第二次會を開かれしふ旅館屋
の目と常設委員の修正ふ依りて前の商業の目へ組入
れ其より料理屋の目より至り六十一番(田口君)ハ次の
待合茶屋遊船宿飲食店と共に孰れも建坪課税より修正
せんとの建議を爲し四十七番(芳野君)等の賛成あり
て議論も中々盛ありしが遂に原案の客間課税が決し
たり最后備人請宿にて處より至り四十五番(佐藤君)より
建坪稅よせんとの説も出て六十一番(田口君)等の賛
成成程りしげ是も原案が可決し退散時より八時なりし
○府會議員 下谷区議久松亮弘氏が己を得ざる事
ある由にて今度辭職された

約を結ばれさるに付だ來月丁酉頃迄にハ同國へ發使
を派遣せられ其節條約書ふ捺印の上互に交換せらる
、都合なりと聞く
●スマソセル侯　スマソセル侯が樞密院の議長を辭
職せし電報ハ昨日の紙上ふ掲げさりしが尙ほ聞く所
ふよるム侯ハ現内閣ムテ樞密院議長たりし時愛蘭土
總裁クウバア侯その職を辭せしかばスマソセル侯ハ
ろは現職ム兼て愛蘭土總裁ム任しつゝありされ共斯
る兼任ハ一時の都合より起りしことみて事實職を永
く兼任するハ有る間數次第あれバスマソセル侯もグ
ラッドストーン氏ハ意を察して樞密院議長を辭し
専ら愛蘭土總裁に任せしあるへしといふ故か同侯の
辭職ハ全く内閣政事上の變局より起りたるふあらま
とおぼゆるあり

と鎧を着たる者り左氏上陸
十六人ハ船六隻之と荷ひ數百匹
海製造所ニ到リ此所ニテ文武
翌十一日午前ハ城内ニ入りて
後ハ英國米國日本及び佛國旗
漁船ニ回り昨十二日卯五時上
て南京に歸航したり左氏ダ祖
士三四百を從へより兵十等が大
不規律あるより實ふ驚人りたり
此兵士等皆洋銃を持てり然る
長き銃あり短き銃あり半分鎗
たる如きものあり凡て博物館の
より此鍊器どても三十年以前か
かうんク

○行啓 皇太皇后には猿で仰出されし如く昨日午前八時三十分演説奥侍御陪乗ふて清山御所と御出門芝公園地内の能樂堂へ行啓遊され數多の番詠を御遊覧は上午後五時過ぎ還御遊されたり

○皇居御遊雪 今度東京城内ふ御遊雪に新皇居い表方は西行風奥向は日本流と云ふ如き趣向ありしふ遇日有個川宮ダ殿来雪御観を畢りて御歸朝の後より

高田變動　該事變付去る廿三日刊行新聞
報道する所據れハ同縣木製大書記官井上警部長は
ある廿二日早朝出發晝夜兼行ぶて高田へ赴られ清水
喜等属を即日警部に任亥河村警部補と共に隨行せし
られたり又去る廿一日永山縣令より縣會議長へ左
如く報告せられり

○上海通信(昨日の續) 南京總督左宗棠より附贈年來は風説ふ齡既ふ七十を踰へ近來全く老耄し日晝みを靈精神恍惚として記憶力と判断力とは地を拂て空し加ふるふ老病を以て身體の運動も自由あらず到底其任に勝ざる故ふ速々冠を掛け餘生を閑地に送らんと類に北京朝廷ふ懸願するとのことを言觸らし之と信する人もありされども是ハ全く無根の説よ同

カラクリア、布哇諸島の國王、朕は日本
百七十四年二月十二日玉國憲法
島より來聚せし立法議院の推選
お登祚しその明日を以て憲法第
書置をあしたり今茲々朕タ名譽
と固ふし謹んで全能なる上帝の
法を維持し破らす犯さず又此憲

ハ少し洋風ばかり日本風を減して西洋風を増すあと
みがつるよし

○三種相國 同公より祖先の墓參として來る五月早
々西京へ赴かる、といふ

○歸賀公使 同公使ひ愈來三十一日横濱邊の佛
國船船ふ搭して赴任せらるゝ付吉田外務大輔ヶ會

鉢木昌司、堀川信一郎、江村正英
より付岡日午後同監査委員より臨時質問會を開け
木堀川の両氏は現る常監査委員として夫々同書物を
任し居るゆゑ突然拘引を相成りてハ委員會も不都
を虞す不鮮因て右犯罪の理由を承知し度にて調査

を發して吳淞へ來り同駆の砲臺を爆破し更に同所
於て水軍を點攻し水雷火の試験を見分し右舉て上
税關所屬小漁船群雲龍ふ搭し親兵三百より銃術せり
龍驥、虎威、魚鷹、飛鷹の四甲鐵艦と外より小漁船四
隻を率ひ船艦相衝みて去る十日午後二時三十分上海

益端終て陛下より親と仁との表
給ひ更ふ賛毛にて作りたる外
の後尚書官に進んで陛下の右
王笏を受くと宣いあづら手わ
ダニスナオマサシ